処 分 基 準

令和元年12月14日作成

法 令 名:自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律

根 拠 条 項:第7条第1項

処 分 の 概 要:自動車運転代行業の認定の取消し

原権者(委任先):山口県公安委員会

法 令 の 定 め:

- 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律
 - ・第3条(第7号及び第8号を除く。)(自動車運転代行業の要件)
 - ·第4条(認定)

処 分 基 準:

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第7条第1項各号に該当するときは、 以下のように、欠格要件に該当するが、速やかに是正、回復することができ、現に是正、 回復しようとしている場合を除き、自動車運転代行業の認定を取り消すものとする。

・ 法人の役員が自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第3条第1号から第 5号までに該当することとなった場合で、事実判明後、法人が速やかにその者の解 任手続きを進めているようなとき。

問い合わせ先:交通部交通企画課安全係

備 考: